

PRESS RELEASE PRESS RELEASE

「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に基づく事業者の排出量集計結果に関して
事業者の温室効果ガス排出量の可視化へ一歩、しかし欠陥が明らかに
36の事業所について開示されず

気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

本日3月28日、2005年改正地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」によって、改正法施行後初めて、14224の特定事業所(7505事業者)・1439の特定輸送事業者について、2006年度の温室効果ガス排出量の集計結果が公表された。

●事業者別・業種別排出実態が明らかになったことで一定の実態把握に

特定事業所の排出量は、CO2(電力配分後)および他の5ガスの合計で日本の約48%を占めている。また、発電所が他に供給した電力分のCO2(日本以外では電力会社の排出とみなす)が日本のCO2の28%を占め、特定事業所の「CO2直接排出」と他の5ガスの排出合計は日本の3分の2をこえると想定される(注)。

今回の集計結果によってこれらの事業者ごとの排出量が一覧性を持って公表されたことは、比較可能性を高め、地域偏重などの傾向を把握する上で一定の実態把握を高めることになった。

また、業種別では、鉄鋼業、化学工業の排出量がきわめて大きく、また電気業における排出(直接排出)が圧倒的に大きいことが明らかになった(政府発表の集計結果図3-13より)。また、特定荷主事業者としても、鉄鋼業、化学工業の排出が大きいことも新たに明らかになった注目される点である。日本の排出削減を

軌道に乗せるためには、これらの業種において着実な温室効果ガス削減が進められることが必須であることがここからも指摘できる。大規模事業所を対象としたキャップアンドトレード型の排出量取引制度の導入は喫緊の課題である。

(注) 製造業や業務での電気使用分計算との重複を考慮

●非開示の36事業所は、訴訟対象事業所とほぼ合致

事業者から、一部の排出量を公表することにより競争上の利益が害されるおそれがあるとして事業所ごとの排出量が開示されなかった事業所が36ヶ所あった。事業所管大臣に対し、当該排出量を非開示とするよう権利利益の保護に係る請求があり、このうち事業所管大臣(経済産業大臣)が

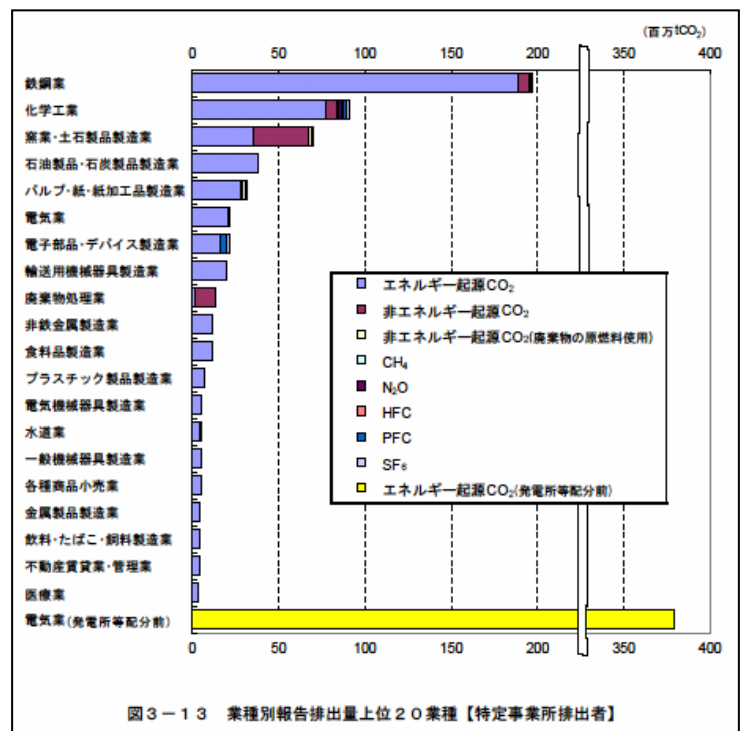


図3-13 業種別報告排出量上位20業種【特定事業所排出量】

認定したことによるものだ。

これに関して気候ネットワークは、本日直ちに個別事業所ごとの排出量データについて情報開示請求を行ったところ、非開示事業所は末尾に記載した 36 事業所（14 社、うち鉄鋼 11、化学が 2、金属製品 1）であることが明らかになった。

これらの事業所は、気候ネットワークが温暖化防止情報公開訴訟を提起中の、省エネ法に基づくエネルギー消費量の情報開示請求において情報の公表を拒み続けている業種（及び事業所）とほぼ合致する。これらの排出量の大きい主要な事業所が、今回温室効果ガス排出量についても情報非開示となったことは、ある程度予想されたこととはいえ、事業所の温室効果ガス排出量情報が温暖化防止を進めるために当然公開すべき基礎情報であるという基本認識が当該企業に欠如していると言わざるを得ない。

●今国会における改正温対法審議で、同制度の改正を

本制度は、事業所ごとに自らの排出実態を把握する作業が進められ、事業者の排出量データの集計結果が公表されたことにより、事業者の排出実態の可視化を一步前進させるものとなった。しかし同時に、主要な事業所の排出量が開示されず、政府からの公表は事業者単位のみであること等、地球温暖化対策推進法の報告・公表規定そのものに欠陥があり、かつ事業所轄大臣の運用にも重大な問題があることが浮き彫りになった。本制度は、効果的な温暖化政策の実施する上で、国内の温暖化対策の基盤とするには極めて不十分かつ大きな問題があり、直ちに改正される必要がある。今国会における温対法正審議において、下記について改正される必要がある。

- ・ 「権利保護規定」を削除し、事業所ごと・ガスごとの排出量情報を開示するものとする。－温室効果ガス排出量の事業所ごとガスごとの公表は温暖化対策の基本中の基本であり、開示・非開示を事業者の意思に委ねるに等しい本規定は削除すべきである。いわゆる権利保護規定のために、正確な合計値も「逆算されないように」との配慮で不明であり、弊害が大きい。
- ・ 国は、開示請求を待たず、個別事業所ごとの排出量データを公表するものとする。－手続きを簡素化し、透明性を高め、より広く情報を共有するために、情報は請求なく開示することを基本とすべきである。

また、温対法に基づく同制度と深くかかわる経済産業省所管の省エネ法については、今後速やかに環境省との共管とし、省エネ法に基づく定期報告書に記載される事業所ごとの燃料ごと・電気の排出についても合わせて公表・共有されるものとし、燃料転換の削減余地などを把握し、有効な温暖化対策を進める基礎情報として活用すべきである。

なお、本日の開示請求によって気候ネットワークが入手した個別事業所ごとの排出量データについては、内容を分析した上、排出データそのものと合わせすべて近日中に公表する予定です。

【お問合せ先】

気候ネットワーク（東京事務所） 担当：平田
〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F
TEL 03-3263-9210、FAX 03-3263-9463 E-Mail : tokyo@kikonet.org URL : <http://www.kikonet.org/>